

第 106 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 7 月 28 日 (水) 13:30～17:30
 場 所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ (411 学習室 [4F])
 出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、岡田、佐々木、田村、土谷、中川
 (河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、川野、吹田、関、山内、前田、伊藤、
 矢尾
 (コンサルタント) 村上、竹田、梶谷、富士川

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 65 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方について

- ① 第 60 回～第 64 回流域委員会で議論し、確認した事項を集約した審議結果の整理表 (案) の内容確認を行う。
- ② 各委員からの修文意見とそれに対する県の考え方等を整理した修文整理表および、整備計画・総合治水推進計画の 7 月 28 日時点修正案等を配布し、運営委員会での修文作業の状況について報告する。
- ③ 論点審議は、「⑤環境対策に関すること」から議論を始めて、「⑥推進体制に関すること」、「⑦その他」、最初に戻り「①整備計画 (原案)、総合治水推進計画 (県原案) の位置づけに関すること」まで進め、論点項目を一巡させる。
- ④ 論点審議では、提出された論点に関する意見書や論点に関連する過去の意見書をベースに各委員が発言し、議論を行う。
- ⑤ 委員は、論点審議の促進のために、必要に応じて論点に関する意見書を提出することとする。(提出期限: 平成 22 年 7 月 29 日)

(2) 第 60 回～第 64 回流域委員会における審議結果について

- ① 県は、審議結果の整理表 (資料 2) の「以降の論点で議論する事項」に記載されたもののうち、審議が終了したものはその旨を明記する。また、「修文対応等」に記載されたもののうち、修文整理表に整理したのもその旨を明記する。

(3) 審議内容の整理について

- ① 潮止堰の試験転倒等について
 - ・潮止堰の試験転倒については、整備計画の中に記載せず、今後、本委員会でも議論しない。
 - ・アユの遡上等に関しては、潮止堰の撤去までに時間がかかることから、アユの遡上降下を支援するために、この間にできることを積極的に追求していくこととし、整備計画 P60 の「天然アユが遡上する川づくり」の修文を検討する。
 - ・地球温暖化による海面水位の上昇に伴う新たな災害への対応は、環境の論点項目で議論する。
- ② 青葉台付近の改修計画について
 - ・県は、第 107 回運営委員会において、青葉台の住民に説明した 3 つの比較案を説明する。なお、この件については、運営委員会での審議の後、本委員会でも原案の表記でいいのかどうかを確認する。
 - ・整備計画原案での下流部掘込区間の記述について、青葉台で浸水被害が生じたように誤解されやすい記述となっているので修文を検討する。
- ③ 既存ダムを活用について
 - ・論点審議をひと通り終えた後の第 66 回流域委員会以降に再審議する。

(4) 今後の審議スケジュールについて

- ① 第 65 回流域委員会での審議の進捗状況を踏まえて今後のスケジュールを詰めなおすこととする。

(主な意見等)

(1) 第 65 回流域委員会の論点審議について

- ・ 2つの原則を担保できるかどうか議論の対象になる。環境を守ることを単なるスローガンに終わらせてはいけない。担保がとれないなら、河川改修をやめるべきなのか、河川改修後に修復するからよいとするかの議論がある。
- ・ 議論が空中戦になる可能性がある。担保するためにはこういう修文をするべきであるという議論を行えばどうか。
- ・ 大規模な掘削を実施して再生した事例はあるのではないかと。対策として事例を記載することが担保するというではないかと。
- ・ 2原則は全国初の取り組みであり、事例になるようなものはない。2原則を担保できる安心材料をどこまで県が出せるかどうかである。2原則の検討会からのコメントもいただきたい。
- ・ 原案の武庫川上流部の対策で示されている写真のような事例が、掘込区間にもあればよいのではないかと。

(2) 審議内容の整理について

① 潮止堰の試験転倒等について

- ・ 論点1（潮止堰の試験転倒）の目的1（地下水シミュレーションの精度向上）については前回の委員会の議論で効果や必要性に乏しいことは了解した。目的2（アユの遡上等）で試験転倒ができるのではないかと。前回の委員会で話のあったように、転倒による水位低下の伝播の感度が悪いのであれば、2、3日の転倒なら堤内地の井戸への影響はないのではないかと。
- ・ 感度が悪いから影響がないとは言えない。試験転倒した時点で賠償の問題が出てくる。（県）
- ・ アユの遡上調査の時期に、試験転倒することは可能ではないかと。
- ・ 調査だけの目的であれば、潮止堰を撤去するまで待っていただくということではだめか。（県）
- ・ 潮止堰を転倒しても状況が変わるのは1号床止までである。それが変われば、アユの遡上に何か変化があるという予測はあるのか。堰を撤去するなら、1号床止まで遡上したということを確認してもあまり意味がないように思う。
- ・ 潮止堰を完全に転倒しないとしても、塩水が遡上しない範囲で、堰の上下流の水位差を小さくするような操作はできないのか。井戸の所有者を含めて実施できるような雰囲気づくりをやっていくべき。整備計画には、やれることはやれる方向で考えていくというニュアンスを盛り込みたい。
- ・ 事業実施段階でいろんな工夫は考えられると思う。ただ、計画に記載するのは躊躇する。実施する理由がアユ調査では理解を得るのは難しい。（県）
- ・ 試験転倒によりデータを集めてそれを整備計画に活かせるならよいが、リスクを背負ってまで書き込むことはないと思う。
- ・ この議論をいくらしても、県がリスクのあることを実施することはありえない。（県）
- ・ 潮止堰の撤去はいつになるのか。2、3年先なのか、10年先なのか。潮止堰の撤去をする時期の直前に試験転倒を実施すれば保障の問題にはならないのでは。そういった配慮ならできるのではないかと。
- ・ 少しでも早くアユが上がるような工夫をしていくというニュアンスを入れるという意見には、賛成であるが、試験転倒は整備計画とは違う話であると理解している。県は、以前から補償の問題が解決していて、アユの遡上の時期に近ければ検討するといっている。
- ・ 補償に影響がない時点で、アユの調査が必要であれば実施すればよい。
- ・ 調査を実施すれば何かはわかる。調査結果をどう活かすかである。かけるコストと得られる情報のメリットの兼ね合いである。住民参加で堰を上りやすくする小技を実施することと、試験転倒とは次元が違う話である。試験転倒は、整備計画にかいて補償体制を整えてやるという次元の話ではない。
- ・ アユの遡上に関して様々な方法を追求するということで整備計画の表現を考えていただきたい。試験転倒という言葉は河川整備計画には記載しない。本委員会で試験転倒については議論しない。

② 青葉台付近の改修計画について

- ・ 県の地元への説明の仕方が非常に悪い。最初から家の立ち退きと言われれば選択肢がない。運営委員会では1年前から早く住民に説明するように促してきた。もっと早く住民との話し合いを進めるべきであった。整備計画の策定を待たずに、今からでもすぐに話を進めるべき。

- ・ 推進体制に関わる部分であるので、そこで議論できる。河川改修の複数案の比較は実施しているのか。
- ・ 左岸を拡幅した場合、右岸を拡幅した場合、両岸を拡幅した場合の3つの比較案を提示した。決まったということで話をしたわけではない。(県)
- ・ 委員会でも、3つの河川改修の比較案とこの計画を選んだ理由について納得のできる説明は必要である。
- ・ そうした説明をすると移転対象家屋が分かってしまうため、流域委員会での説明は難しい。(県)
- ・ 県からの説明は運営委員会で行うほうがよい。流域委員会では、本文に関わる部分の議論に集中したい。

③ 既存ダムの活用について

- ・ 既存ダムの活用については、計画の位置づけの論点審議を踏まえて議論したほうが収まりやすいのではないかと。

2 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

県より「河川整備計画(原案)等の修文に関する資料」(資料 3-1~3-4)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ① 県は、今回提示した整備計画等の7月28日時点修正案について、資料3-4の意見提出様式を一部修正〔回答様式①の(論点審議されたものに限る)を削除〕し、各委員に意見照会する。
- ② 委員は、運営委員会で決定した上記①の様式に従い修文意見を提出する。なお、修文意見がない場合でも、回答様式①は必ず提出することとする。(提出期限:8月2日)
- ③ 県は、第65回流域委員会(8/4)で、整備計画・総合治水推進計画の7月28日時点修正案とともに、照会に対する委員からの回答を盛り込んだ修文整理表を提示する。
- ④ 県は、第107回運営委員会(8/9)で、できる限り多くの修文意見に対する対応を示す。

(主な意見等)

- ・ 全ての委員から回答をもらうようにすべきである。
- ・ 審議をスムーズに進めるため、論点審議の終わった項目に限らず、全項目を対象に意見を出してもらうべきである。
- ・ 各委員は様式に従って意見を提出すべきである。

◆ 第106回運営委員会配付資料

(第65回流域委員会の審議の進め方について)

資料1 第65回武庫川流域委員会次第(案)

(武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点審議の審議結果)

資料2 第60回~第64回流域委員会における審議結果の整理表(案)

(河川整備計画(原案)等の修正について)

資料3-1 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文整理表(7月28日時点)

資料3-2 武庫川水系河川整備計画(原案)〔7月28日時点修正案〕

資料3-3 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】〔7月28日時点修正案〕

資料3-4 武庫川水系河川整備計画(原案)等の7月28日時点修正案に対する意見提出様式

(アンケート)

資料4 第64回 武庫川流域委員会アンケート

(参考資料)

第64回流域委員会 資料7 潮止堰の試験転倒及び撤去に関する論点

《第60回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点の整理について)

- 1 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見と県の考え【意見】(統合版)

- (第 60 回流域委員会資料 資料 4-1)
- 2 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する委員意見の分類
(第 60 回流域委員会資料 資料 4-2)
- 3 武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する論点項目
(第 60 回流域委員会資料 資料 4-3)

《第 60～第 64 回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する委員意見)

- 4 武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書
(第 60 回流域委員会資料 資料 5)
- 5 武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書（その 2）
(第 61 回流域委員会資料 資料 4)
- 6 武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書（その 3）
(第 62 回流域委員会資料 資料 4)
- 7 武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書（その 4）
(第 63 回流域委員会資料 資料 4)
- 8 武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書（その 5）
(第 64 回流域委員会資料 資料 5)